

高松国税局からのお知らせ

納税の猶予に「特例（特例猶予）」が創設される予定です！

➤詳しくは、リーフレットをご覧ください

最新の情報はここ



納付相談や猶予申請に当たってのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、「3つの密」を避けることが強く求められており、納付相談や猶予申請に当たっても、税務署の窓口混雑を防止するため、次の点について、税理士の皆様にご協力をお願いします。

1 ご相談

①一般的な質問

国税庁ホームページのFAQをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

②猶予申請書

様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

記載方法は、国税庁ホームページの「申請書の書き方動画」をご覧ください。

(法案成立後掲載予定)

③電話相談

「高松国税局猶予相談センター 087-806-0040」までご相談ください。

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝日を除く。）

2 申請書の提出

e-Taxによる電子申請又は郵送による申請をお願いします。

○ e-Taxによる特例制度の猶予申請方法

ステップ1

国税庁ホームページ又はe-Taxホームページから「猶予申請書」様式（Excel版）をダウンロードし、猶予の対象となる国税等、所定の項目を入力の上、PDFファイルの形式で保存します（従来の猶予申請と手続方法が異なります。）。

ステップ2

e-Taxソフトから、猶予申請者の氏名（名称）や電話番号等の基本情報を入力します。

ステップ3

ステップ1で作成した「猶予申請書」（PDFファイル）を添付の上、所轄の税務署へ電子申請を行います。

※具体的な操作方法等については、国税庁又はe-TaxのHPに掲載。(法案成立後掲載予定)